

非常勤嘱託員の任用等に関する要綱の制定について（通達）

最終改正 令和 2. 3. 26 例規務第13号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて、下記のように定め、平成22年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

非常勤嘱託員の任用等に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、京都府警察に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）第3条第3項第3号の規定に該当する特別職の非常勤職員（以下「非常勤嘱託員」という。）の任用、報酬等に関し、必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 任用の職

- 1 非常勤嘱託員の任用は、次のいずれかに該当する職とする。
 - (1) 法令等に根拠を有する職
 - (2) 専門的な技術又は高度な専門知識を必要とし、警察職員（警察官及び警察官以外の職員をいう。以下同じ。）の配置が困難な職
- 2 地公法第16条の欠格条項に該当する者は、非常勤嘱託員に任用することができない。

第3 任用期間

- 1 非常勤嘱託員の任用は、会計年度内において、必要な期間に限り行うこととする。ただし、翌会計年度以降において、当該非常勤嘱託員の任用を必要とする場合にあっては、業務の内容、勤務実績、健康状態その他任用に必要な事項を確認の上、任用期間の更新を行うことができる。
- 2 非常勤嘱託員の任用に際しては、予定任用期間を明示するものとする。

第4 任免等

1 任免権者

非常勤嘱託員の任免は、警察本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 任用手続

- (1) 非常勤嘱託員の任用（任用期間の更新の場合を含む。）は、非常勤嘱託員が行う業務を主管する警察本部の所属の長（以下「主管所属長」という。）が、次に掲げる事項を明確にして、総務部会計課長及び警務部警務課長と協議するものとする。

なお、協議の手続については、別に定めるものとする。

ア 業務の内容並びに任用の理由及び目的

イ 配置所属

ウ 予定任用期間

エ 報酬

オ 任用予定者の経歴

カ その他必要事項

- (2) 非常勤嘱託員の任用は、委嘱書（別記様式第1）を交付することによって行うものとする。

る。

- (3) 主管所属長は、非常勤嘱託員の任用期間中に、委嘱書の記載内容について変更があった場合は、速やかに本部長に上申（警務部警務課長経由）するものとする。
- (4) 前記第4の2の(3)の変更は、当該非常勤嘱託員に対し、委嘱書内容変更通知書（別記様式第2）により通知するものとする。

3 退職等

- (1) 非常勤嘱託員は、予定任用期間が終了したときは、退職するものとする。
- (2) 非常勤嘱託員が、本部長に辞職を願い出て承認されたときは、非常勤嘱託員を解嘱するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに非常勤嘱託員を解嘱するものとする。
 - ア 非常勤嘱託員の嘱託業務が、目的達成等により終了したとき。
 - イ その他非常勤嘱託員の嘱託業務を継続し難い特別な事由が生じたとき。
- (4) 非常勤嘱託員が、次のいずれかに該当する場合は、当該非常勤嘱託員をその意に反して解嘱することができるものとする。
 - ア 勤務実績が良くない場合
 - イ 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - ウ 非常勤嘱託員の職に必要な適格性を欠く場合
 - エ 法律、条例、規則若しくは業務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - オ その他地方公務員としてふさわしくない非行のあった場合
- (5) 非常勤嘱託員を解嘱しようとするときは、事前に警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議するものとする。
- (6) 非常勤嘱託員の解嘱は、解嘱書（別記様式第3）を交付することによって行うものとする。

第5 報酬等

1 報酬

- (1) 非常勤嘱託員には、勤務に応じて報酬を支給する。
- (2) 非常勤嘱託員には、報酬以外の給与は支給しない。
- (3) 報酬は、勤務の実情に応じ、日額又は月額の内いずれかを決定するものとする。
- (4) 報酬の額は、業務の内容等を勘案の上、決定するものとし、その基準は、顧問、参与、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年京都府条例第31号）に定めるところによる。

2 報酬の支給方法

非常勤嘱託員の報酬は、原則として、次により支給するものとする。

- (1) 日額で定められている場合は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を翌月の16日に支給することとし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- (2) 特に必要と認められる場合には、支給日前においても報酬を支給することができる。

(3) 月額で定められている場合は、警察職員の例により支給する。

3 報酬の日割計算

(1) 月額で報酬を定められている非常勤嘱託員が、月の途中で任用された場合はその日から報酬を支給し、報酬の額に変更が生じた場合はその日から変更後の額の報酬を支給する。

(2) 非常勤嘱託員が退職（死亡による退職を除く。）した場合はその日まで報酬を支給する。

(3) 前記第5の3の(1)及び(2)の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(4) 非常勤嘱託員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 費用弁償

非常勤嘱託員が公務のため旅行する場合は、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）に定めるところにより旅費を支給する。

第6 公務災害等の補償

非常勤嘱託員の公務上又は通勤による災害補償については、京都府議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年京都府条例第29号）に定めるところによる。

第7 警務部長の権限等

1 警務部長の権限

警務部長は、適宜、非常勤嘱託員の勤務に関し調査を行い、適正な取扱いが行われるよう主管所属長及び非常勤嘱託員が配置された所属の長（以下「配置所属長」という。）を指導し、又は必要な措置を命じることができる。

2 主管所属長の権限

主管所属長は、任用の目的に沿うよう非常勤嘱託員の業務を管理し、かつ、配置所属長に必要な報告を求めることができる。

第8 その他

配置所属長は、非常勤嘱託員の任用等について、この要綱の規定により難い特殊の事情がある場合は、その都度、警務課長及び主管所属長と協議するものとする。

第9 関係例規通達の改正

1 京都府警察交番相談員運用要綱の制定について（平成6. 4. 1：6京地域第299号）の例規通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

2 警察安全相談員の運用について（平成13. 3. 30：例規生企第15号）の例規通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

委 嘱 書

(氏 名) 殿

あなたを京都府警察の (種 別) に委嘱します。

地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

[約定]

1 委嘱の業務

2 委嘱の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 委嘱の報酬

月額 ・ 日額 円

年 月 日

京都府警察本部長 (階級) (氏 名)



務第 号
年 月 日

殿

京都府警察本部長 印

委 嘱 書 内 容 変 更 通 知 書

あなたを、 年 月 日付けで京都府警察の（ 種 別 ）に委嘱しましたが、
その際に交付した委嘱書の記載内容に変更がありましたので、下記のとおり通知します。

記

1 変更内容	
2 変更日	年 月 日
3 変更理由	

様式第 3

解 嘱 書

(種 別)

(氏 名) 殿

あなたを 年 月 日に、京都府警察の(種 別)に委嘱しましたが、

年 月 日付けをもって解嘱します。

(解嘱の理由)

〇〇〇のため

年 月 日

京都府警察本部長

(階 級) (氏 名)

印